

# 退職手当審査会規則

〔平成22年3月29日〕  
規則第4号

## （目的）

第1条 この規則は、市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年条例第15号）第20条第7項の規定に基づき退職手当審査会（以下「審査会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする

## （組織）

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

## （委員等の任命）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、必要の都度、島根県市町村総合事務組合管理者が任命する。

## （委員の任期）

第4条 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

## （会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## （議事）

第6条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## （庶務）

第7条 審査会の庶務は、島根県市町村総合事務組合の事務局において処理する。

## （雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

## 附 則

### （施行期日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。